

○矢祭町避難所用防災倉庫運営要領

令和3年9月14日

(制定の目的)

第1条 この要領は、災害から住民の生命及び身体の保護や、町民の災害等に対する防災意識の向上を図ることで、災害に強い町づくりを実現するため矢祭町が設置した防災倉庫（以下「倉庫」という。）及び倉庫内に備蓄する救援救護備蓄物資（以下「備蓄物資」という。）の適正円滑な管理運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置場所)

第2条 倉庫の設置場所は別表のとおりとする。

(防災倉庫の管理)

第3条 倉庫に管理者を置く。

2 総括管理者は、町民福祉課長の職にあるものをもって充てる。

(備蓄物資の管理)

第4条 備蓄物資の管理に関する事務は総括管理者が行う。ただし、その保管に関する事務については、防災担当職員に行わせることができる。

(鍵の管理)

第5条 倉庫の鍵は、総括管理者及び管理者が管理する。ただし、公共施設併設の倉庫の鍵は、あらかじめ当該公共施設の直接の管理者もしくは行政区長にそれぞれ1個に限り引き渡しておかななければならない。

(倉庫の開閉、入出庫)

第6条 平常時の倉庫の開閉及び備蓄物資の入出庫は町民福祉課防災担当職員が行う。ただし、総括管理者が必要であると認めたときは、町民福祉課防災担当職員以外の者に行わせることができる。

2 非常災害時の倉庫の開閉及び備蓄物資の入出庫は、災害対策本部長の命を受けた災害対策本部職員が行う。ただし、緊急にしてやむを得ないなど、災害対策本部長が必要であると認めたときは、本部職員以外の者に行わせることができる。

(倉庫別備蓄物資一覧表)

第7条 総括管理者は、倉庫別備蓄物資一覧表（別記様式）を備え整理しなければならない。ただし、様式の内容については必要に応じて追加可能とする。

(注意義務)

第8条 倉庫の開閉及び備蓄物資の入出庫事務に従事する職員は次に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) 備蓄物資の維持、保存上における不完全な点

(2) 備蓄物資の滅失、又は破損の危険性

(備蓄物資の表示)

(点検)

第9条 町民福祉課防災担当職員及び管理者は、倉庫を必要に応じて巡回し、倉庫状態及び物資の保管状態について点検しなければならない。また、毎年度10月12日現在において在庫等確認し、不足あれば補充措置を講じるものとする。

(必要な事項)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、町長が定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

矢祭町防災倉庫設置場所一覧

| 番号 | 避難所名 | 所在地 | 管理者 |
|----|-------------------|---------------|--------------|
| 1 | 旧石井小学校 (体育館) | 中石井字御殿川原 1 | 町民福祉課 |
| 2 | 農村集落多目的共同利用施設 | 下石井字若宮 53-1 | 消防団 第4分団第14班 |
| 3 | 矢祭勤労者体育センター | 金沢字蕨平 4-7 | 町民福祉課 |
| 4 | 矢祭中学校 (体育館) | 東館字大寄 40 | 教育課 |
| 5 | 矢祭小学校 (体育館) | 東館字下上野内 10 | 教育課 |
| 6 | 宝坂構造改善センター | 宝坂字中平 8-1 | 消防団 第1分団 3班 |
| 7 | ニュータウン中山地区多目的集会施設 | 小田川字中山 27-1 | 消防団 第1分団 4班 |
| 8 | 高野谷地公民館 | 宝坂字鶴ヶ池 14 | 消防団 第1分団 16班 |
| 9 | 追分多目的集会施設 | 上関河内字馬渡戸 41-7 | 消防団 第1分団 17班 |
| 10 | 下関河内地区多目的集会施設 | 下関河内字田中前 64-4 | 消防団 第2分団 5班 |
| 11 | 高城構造改善センター | 関岡字江戸塚 16 | 消防団 第3分団 9班 |
| 12 | 旧内川小学校 (体育館) | 内川字トキノス 25 | 消防団 第3分団 11班 |
| 13 | 大垪地区多目的集会施設 | 大垪字上町 12 | 消防団 第2分団 7班 |
| 14 | 茗荷地区多目的集会施設 | 茗荷字茗荷 3 | 消防団 第3分団 12班 |
| 15 | 上関河内健康ふれあい館 | 上関河内字越蒔 39-1 | 消防団 第2分団 6班 |
| 16 | 山村開発センター | 小田川字春田 16-1 | 町民福祉課 |

別紙様式 (第7条関係)

倉庫別備蓄物資一覧表